平成２８年（フ）第５３号
福岡県筑後市大字熊野1536番地２　マイライフ玄ヶ野102号
債務者　田中麻里子
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県田川市大字伊田5031番地　松原１区松原第一団地104－１－８、前住所福岡県田川市大字川宮1650番地１　三井大藪　大藪団地８－４－１
債務者　古賀　孝明
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３５２号
大分市三川上１丁目４番34―105号（レオパレス　イリリア）
債務者　田口　清貴
１　決定年月日時　平成28年12月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５２号
宮崎市大塚町宮田2902番地、前住所宮崎市恒久南１丁目10番地14　ＮＳコーポⅡ103号
債務者　後藤　昭子
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７号
宮崎県串間市大字西方15148番地　市営橋之口住宅２―10、前住所熊本市中央区城東町５番42号　パレイシャル生駒706号
債務者　柳田　尚子
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１１４号
宮崎県延岡市桑平町442番地
債務者　甲斐　照原
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町57番12号（シルクマンション大田303号）
債務者　野田　博香
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
鹿児島県霧島市隼人町内1215番地１　木之房団地２―402
債務者　植木　吉春
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良市西姶良２丁目９番７号、申立時の住所鹿児島県霧島市隼人町神宮１丁目16番14号　トモハイツＡ―101
債務者　名越　藍莉
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
鹿児島県姶良市加治木町新生町486番地３　ステーションハイツ錦江３棟303号
債務者　指宿　弘美（旧姓東）
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
沖縄県石垣市新栄町５番地３　古波蔵マンション307
債務者　西銘　純子
１　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第１３１号
福島県郡山市台新２丁目１番15号　台新ハイツ１Ｆ、住民票上の住所福島県郡山市台新２丁目１番15号　国分ビル１Ｆ
債務者　伊藤　仲子
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
長野県伊那市若宮7319番地２若宮市営住宅83号
債務者　田中　三宣
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５０号
長野県伊那市若宮7319番地２若宮市営住宅83号
債務者　田中　　梢
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第８２号
松江市法吉町238番地　第２淞北台団地５―521
債務者　淺生　光男
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
高知県四万十市竹島3452番地１、旧住所高知県四万十市竹島698番地
債務者　横山　卓士
１　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
高知地方裁判所中村支部